

被災者支援京都弁護士だより

東日本大震災による被災者支援京都弁護士

Vol. 1

2012年6月発行

弁護士について

我々弁護士は、東日本大震災による被災者の方々の生活再建のために、法律相談、生活支援など法的支援活動を行うことを目的として結成されました。

弁護士だよりについて

毎月一回、皆様にとって有益な情報や相談会の案内などを発信していきます。

ADR 集団申立準備中!

東電に対する損害賠償請求の方法には、「直接請求」、「ADR」、「裁判」の3つがあります。

このうち「ADR」の手続では、原子力損害賠償紛争解決センターという機関では、弁護士が仲介委員となって東電と避難者の方々との間での和解のあっせんをしてくれます。そこでは、原子力損害賠償紛争審査会という機関が作成した指針（いわゆる中間指針）に基づいて、和解案が提示されることとなります。

この手続は、仲介委員が射る者の、基本的には東電との交渉の手続です。また、損害賠償に関する中間指針等解や、請求に必要な証拠類についての理解が欠かせません。

当弁護士では、京都府下に避難されている方々から相談を受け、ADRの申立てをしたいという方につき、申立の代理業務を受任し、集団でのADRの申立に向け、現在準備中です。また、ADRは、個別に申し立てることも出来ませんが、集団で申し立てることにより、マスメディアに取り上げてもらうことができます。

政府に皆様の被害の実情を訴え、賠償に関する特別法の制定を求めていく上でも効果的であると私たちは考えています。

私たち弁護士は、今後もADRの申立や裁判手続により適正かつ迅速な賠償の実現を目指していきます。

東京電力への損害賠償請求を検討されている方は、是非一度私たちにご連絡ください。

府営住宅の入居期間3年間に延長!

京都府が、被災者に無償提供している府営住宅などの入居期間を従前の2年以内から3年以内に延長すると発表しました。市営住宅等についても今後同様の措置が取られるものと思われます。

私たちは、これからも、避難者の皆さんのお役に立つ法律情報をお知らせしていきます。

些細なことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことがありましたら私たちに気軽にお電話ください!

今後の予定

●相談会（いずれも無料）

①日時：6月16日（土）
午前10時～12時
場所：京都府立城南勤労者福祉会館 1階研修室

②日時：6月24日（日）
午前10時～12時
場所：桃山東合同宿舎 集会所

③日時：7月22日（日）
午前10時～午後3時
場所：京都弁護士会

●ADR 集団申立て ・7月2日（月）に集団申立予定

弁護士へのお問い合わせはこちら

●弁護士事務局

〒604-0804
京都市中京区堺町通竹屋町下ル絹屋町120番地
田辺法律事務所内

受付時間：月～金
午前9時～午後5時

TEL

075-211-2270

FAX

075-211-5633

詳しい情報はHPまで!
<http://hisaihashien-kyoto.org/>